

# 平成22年度淡路県民局淡路文化会館 コミュニティ応援隊事業実施要項

## 1 趣 旨

兵庫県が定める平成22年度コミュニティ応援隊事業実施要綱に基づき、生活の創造や豊かな地域社会づくりの実現に向けて、県民が身近な地域を学びの場と位置づけ、地域コミュニティの再生や円滑な運営、地域の課題解決等をめざして自主的に行う学習会・ワークショップ等を支援する。

## 2 実施機関

淡路県民局（県立淡路文化会館）

## 3 業務の内容

- (1) 講師・アドバイザーの紹介
- (2) 講師・アドバイザーの派遣
- (3) ボランティアスタッフの派遣
- (4) 淡路文化会館の施設の無償提供
- (5) その他、本事業の趣旨を達成するために必要と認められる業務

## 4 対象事業

- (1) 各地域での県民交流広場事業に係る学習会・ワークショップ
- (2) 地域の様々な課題解決等に資する分野別学習会・ワークショップ
- (3) コミュニティづくりを支援するグループ・団体、行政職員等を対象とした研修
- (4) 県が特に必要性があると認めた地区等に対する調査
- (5) その他、本事業の趣旨を達成するために必要と認められる講座等

ただし、次の各号に記載する内容の講座は開設することができない。

- ① 特定の企業・団体等の宣伝や営利に関わるもの
- ② 政治活動・宗教活動その他特定の政党・宗教の宣伝や利害に関わるもの
- ③ その地域において民間業者等により一般的に提供されているもの
- ④ その他、実施機関の長がコミュニティ応援隊事業としてふさわしくないと判断したもの

## 5 対象事業の実施内容

- (1) 実施期間 平成22年5月1日（土）～平成23年3月12日（土）
- (2) 派遣数 5件
- (3) 謝金等の経費負担

- ① 講師等の派遣を行ったとき、講師等に対して1件につき3万円の謝金を支払う。なお、県による謝金の負担は、原則として県民交流広場に係る内容については年1件、分野別学習に

については同一申請主体につき年2件までとする。ただし4(4)の調査についてはこの限りではない。

② ボランティアスタッフの派遣を行ったとき、県の旅費規程に基づき旅費を支払う。

③ ①②の経費以外で講座等の開設にかかる経費は、原則として講座等の開設者が負担する。

## 6 対象事業の募集

- (1) 募集対象 県民交流広場事業にあつては取組地域、その他の事業にあつては県内に在住・在勤・在学する個人又はグループとする。
- (2) 募集期間 平成22年5月1日(土)～平成23年2月28日(月)  
ただし、期間中に事業実施予定数に達した場合は募集を停止する。
- (3) 広 報
  - ・ チラシ(別紙)については、各市の「県民交流広場」担当者に送付し、市を通じて配布。淡路文化会館に係る諸団体(個人)にも配布
  - ・ ケーブルテレビ及び新聞社への広報依頼
  - ・ その他淡路文化会館のホームページや「ポケットあわじ」等にも掲載
- (4) 申し込み
  - ・ 講師等派遣については「コミュニティ応援隊派遣申請書」(様式1)にて、淡路県民局長に申し込む
  - ・ ボランティアスタッフとしての活動参加希望については「ボランティアスタッフ参加申請書」(様式4)にて、淡路県民局長に申し込む
- (5) 申し込み先 淡路文化会館 〒656-1521 淡路市多賀 600

## 7 支援の決定

淡路県民局長は申請書の内容について審査し、その内容が適切であると判断したものについて、コミュニティ応援隊派遣等必要な支援を行うものとする。

講師等派遣については「コミュニティ応援隊派遣依頼書」(様式2)により登録された講師等に派遣の受託を依頼し、「コミュニティ応援隊派遣通知書」(様式3)により、申請者に通知する。

ボランティアスタッフについては「ボランティアスタッフ派遣通知書」(様式5)により参加を希望する個人に通知する。

## 8 対象事業の運営

- (1) 運営方法 取組地域及び対象事業実施者が自らの責任のもと、自主的に行うこととする。  
ただし、対象事業実施者と淡路文化会館との共催・後援により実施することができる。
- (2) 受講生の募集 対象事業実施者と淡路文化会館が共同で行うことができる。
  - ① 募集対象 原則として県内に在住・在勤・在学している者とする。
  - ② 募集期間 対象事業実施者と淡路文化会館が協議の上、決定する。

③ 受講料 受講料は、1講座につき10時間未満の講座は1人500円、10時間以上の講座は1人1,000円を上限とする。また、材料費やテキスト代などの実費を徴収することができる。

④ その他 講座の受講生数については、講義形式で原則20名以上。実技・実習形式で10名以上が望ましい。

(3) 経費 対象事業の実施に係る経費は、原則として対象事業実施者が負担する。ただし、一定の限度内で受講生から実費を徴収することができる。実費を徴収する場合は、申請時に収支計画を提出するとともに、受講生の募集時にその旨を明記するものとする。

## 9 対象事業の報告

講師等及びボランティアスタッフの派遣を受けた者は、当該講座等終了後15日以内に、淡路県民局長あてに、「コミュニティ応援隊事業実施報告書」（様式6）を提出することとする。なお、派遣を中止する場合は、「コミュニティ応援隊事業中止届」（様式7）を提出することとする。

## 10 講師・アドバイザーの選定

対象事業実施者の責任と負担のもとに選定し、招へいする。

## 11 講師・アドバイザーの登録

県民局及び淡路文化会館は、コミュニティ応援隊の講師・アドバイザーとして人格・見識ともに優れた人材を、県民生活課に講師等の登録票（様式8）を添えて（様式9）により推薦することとする。

## 12 講座等に必要な機材

淡路文化会館に設置してある機材以外の場合、対象事業実施者が準備するものとする。

## 13 実施機関職員への対応

原則として、開設期間の平日（月曜日～金曜日）9時～17時とする。

## 14 問い合わせ先

淡路文化会館 〒656-1521 淡路市多賀 600 TEL 0799-85-1391

## 15 その他

この要領に定めるもののほか、特別な事情が生じた場合は、淡路県民局長が別に定めることと

する。